令和８年１１月２６日

第５回羽島市議会定例会議案

議案要綱

目　　次

議第７９号　羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について…… 3

要綱

議第７９号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和８年８月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

第１　羽島市職員の給与に関する条例の一部改正（条例第１条及び第２条関係）

１　初任給調整手当の改定

医師、歯科医師等の職に採用された職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとする。（第４条の２関係）

２　期末手当の改定

⑴　令和８年１２月期の支給割合を引き上げることとする。（第２０条関係）

⑵　６月期と１２月期の支給割合を同じ割合に改定することとする。（第２０条関係）

３　勤勉手当の改定

⑴　令和８年１２月期の支給割合を引き上げることとする。（第２１条関係）

⑵　６月期と１２月期の支給割合を同じ割合に改定することとする。（第２１条関係）

４　給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとする。（別表第１及び別表第２関係）

第２　羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（条例第３条及び第４条関係）

１　期末手当の改定

⑴　令和８年１２月期の支給割合を引き上げることとする。（第５条関係）

⑵　６月期と１２月期の支給割合を同じ割合に改定することとする。（第５条関係）

第３　羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（条例第５条及び第６条関係）

１　特定任期付職員に対する期末手当及び勤勉手当の改定

⑴　令和８年１２月期の支給割合を引き上げることとする。（第９条関係）

⑵　６月期と１２月期の支給割合を同じ割合に改定することとする。（第９条関係）

⑶　勤勉手当について、限度額の範囲を改定することとする。（第９条関係）

２　給料表の改定

全ての給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第１及び別表第２関係）

第４　羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（条例第７条及び第８条関係）

１　第１の２⑴の改正に伴い所要の整備を行うこととする。（第１３条及び第２３条関係）

２　第１の２⑵の改正に伴い所要の整備を行うこととする。（第１３条及び第２３条関係）

第５　施行期日等（附則関係）

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、第１の２⑵、第１の３⑵、第２の１⑵、第３の１⑵、第３の１⑶及び第４の２は令和９年４月１日から施行し、第１の１、第１の２⑴、第１の３⑴、第１の４、第２の１⑴、第３の１⑴、第３の２及び第４の１は令和８年４月１日から適用することとする。